

### Ⅲ 決算に関する情報

#### ○ 令和5年度決算

##### ・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

| 歳 入                 |        | 歳 出                   |        |
|---------------------|--------|-----------------------|--------|
| 一 般 会 計 よ り 受 入     | 40,514 | 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 41,097 |
| 雑 収 入               | 0      | 諸 支 出 金               | 231    |
| 預 託 金 利 子 収 入       | 0      | 通 告 書 送 付 費 支 出 金     | 201    |
| 小 切 手 支 払 未 済 金 収 入 | 0      | 賠 償 償 還 及 払 戻 金       | 30     |
| 前 年 度 剰 余 金 受 入     | 6,560  | 予 備 費                 | —      |
| 合 計                 | 47,075 | 合 計                   | 41,329 |

※百万円未満の計数を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。  
※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「—」で表示している。

##### ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる理由

(一般会計からの繰入金の額) . . . . . 40,514 百万円

(予算に計上した繰入金の額) . . . . . 51,556 百万円

(繰入金の額が予算に計上した額と異なる理由)

道路交通法第 128 条第 1 項の規定により納付された反則金が予定より少なかったため。

##### ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) . . . . . 5,743 百万円

(剰余金が生じた理由)

道路交通法附則第 18 条の規定により、令和 5 年度に交付する交通安全対策特別交付金は令和 5 年 2 月から令和 6 年 1 月までの期間の収納に係る反則金等を財源として交付し、令和 6 年 2 月から令和 6 年 3 月に収納された反則金等は、令和 6 年度 9 月期の交通安全対策特別交付金として交付することとされているため。

(剰余金の処理の方法)

「特別会計に関する法律」第 8 条第 1 項の規定により、交付税及び譲与税配付金特別会計の翌年度の歳入に繰り入れることとされている。

お問い合わせ先

警察庁長官官房会計課決算係

TEL 03-3581-0141 (内線) 2237, 2238